

福祉文教常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和3年 6月 9日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 303委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	住民環境課	2～11
2	健康推進課	11～13
3	子ども未来課	13～16
4	文化スポーツ課	16～17
5	学校教育課	17～20
6	福 祉 課	20～25
7	請願・陳情	25～38

議事のてんまつ

午前9時 開会

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。ただいまから福祉文教常任委員会を開催いたします。まず会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に14番 中村委員、3番 釜屋委員を指名致します。それでは先日の本会議で当委員会に付託された案件につきまして審査を行います。

①住民環境課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 まず住民環境課に係わる案件を議題といたします。議案第7号 環境保全条例の一部を改正する条例を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○川合住民環境課長 おはようございます。それではご審議入っていただく前に住民環境課、4月に人事異動等がございましたのでそれぞれ自己紹介をさせていただきたいと思っておりますのでお願いします。

【職員 自己紹介】

○川合住民環境課長 それでは議案第7号 箕輪町環境保全条例の一部を改正する条例制定についてお願いいたします。これにつきまして現在ございます環境審議会に必要な応じて特別委員会を設置したいというものでございまして、改正をお願いするものでございます。細部については生活環境係長に説明させますのでよろしくをお願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○根橋生活環境係長 それでは議案第7号 箕輪町環境保全条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては提案理由にも書いてございますが、環境審議会に必要な応じて特別委員会を置くことができるよう箕輪町環境保全条例の一部を改正するものでございます。第20条の次に新たに1条を加え、特別委員会の設置に係る事項を規定させていただきたいものでございます。第20条の2、第1項では審議会に特別の事項を調査研究させるため、必要があるときは審議会とは別に特別委員会を置くことができる旨を、第2項では特別委員会の委員は環境について知見のある者のうちから審議会委員とは別に町長が委嘱する旨を、第3項では特別委員はその者の任命に係る当該特別の事項に関する調査研究が終了したときは解任されるものとする旨をそれぞれ規定するものでございます。この条例につきましては公布の日から施行するとのものです。2ページの方をご覧ください。こちらの方第20条の次に新たに1条を加える形となっておりますので、現行については記載がなく、改正案の方に新しく第20条の2を記載しているものでございます。こちらの方の改正がお認めいただいたのちには特別委員会として設置を予定しておりますのは地球温暖化対策に係る特別委員会でございます。温暖化対策の方に先駆的に取り組まれている町内の事業者の皆さんですとか、町民の皆さんなどで

組織し、大学の機関からも支援をいただきながら調査研究を進めていきたいと考えております。説明は以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 それでは以上で説明を終わります。よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑またご意見ございますでしょうか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 地球温暖化対策ということで予定してるということですが、委員の人数は何名でいつから、いつ頃委嘱してこの審議を始めるのか。そしてそのゴールはいつ頃を予定しているのかということをお願いをします。それから内容について今企業を中心ということでありましたけど企業が中心になるのか、生活全般にわたるのか、どういう部分をやるのか、町の全般を見ていくのか、今のちょっと話だと企業を重点にしていくなという印象を受けたわけです。その辺の内容についても補足をお願いしたいと思います。

○川合住民環境課長 それではご質問の件につきましてですけども、現在、予定してますのはコロナ禍でもありますので実になるべく多くとは思ったんですが、一応今現在予定しているのは14名をお願いをしたいと思っております。それに加えて今回組織横断的にですね、当然事務局は私どもが住民環境課が背負いますが、総務、企画、健康推進、産業、商工、建設課などの課長にもですね、この中に加わっていただきまして合計しますと20人超えるような人数になりますけども、そういった人数体制で行いたいというふうに考えております。またいつまでということですけど、これ実は当初予算でお認めいただいております地球温暖化対策の計画策定が今年度予定しておりまして、当初はデータですとか、国、県の方針の中でつくろうというのは考え方だったんですが、やはりここは企業の皆さんとか、町民の皆さんのご意見もやはりこれはちょっとお聞きしないとなかなか作れるテーマではないんじゃないかっていうことを想定しまして今回ちょっとコロナ禍であってなかなかこの改正していいのかどうかというの非常に難しい、悩んだところなんですけど、そういう中でそういった皆さんにかかわってもらって特別委員会を設けたいと考えております。ということで実は企業だけではございませんで、企業の皆さんもおりますし、あと町民代表の皆さんというかですね、にも関わっていただきまして総勢14名、また長野県の上伊那地域振興局の方、また長野県の地球温暖化防止活動推進委員という方がいらっしゃいますけどそういった方にも入っていただくということ、それから信大の先生もオブザーバー的に入って、アドバイザー的に入っていただくという予定で構成したいと。したがって、いつまでの期限につきましては計画策定を開始時期ですね、開始時期につきましてはできれば7月に入ったら速やかに開始しまして計画策定を今年度中に環境審議会に諮問したいという考え方でもってますので遅くとも2月までには終了したいというふうに考えております。

○7番 唐澤委員 そういうことのようにですけども、一応審議会の方に答申というか、そ

ういう形のようにですけどそれについては内容については公表を予定してるのか、部分的な公表なのか、その辺の最後の処理の仕方というのか、その辺はどういうふうに考えてるでしょう。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 先ほど申し上げました地球温暖化対策の計画の中にご意見等を反映させていきたい、もっと言うと呼行動計画とか主要重点施策とかいうものに位置づけて持っていけばいいかなというふうに考えているところでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。副委員長

○6番 松本委員 地球温暖化これからの非常に重要な課題になると思います。先ほど住民からも代表を選んで代表についてという話なんですけど、思いはどのくらい、どういうふうな形で代表どっから出すとか、何か思いはありますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 住民代表という中ではですね、町の衛生部長会の会長さんですとか、消費者の会の会長さん、それから企画の方でやってます女性活躍推進の中からも女性の皆さんに多くかかわっていただきたいと思っております。あと企業の中でもですね、個人的に関わりたいという方が大手企業さん、ちょっと名前は公表しませんがもしいらっしゃいますのでそういった皆さんで構成、住民代表という形でお願いしたいというふうに考えております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 これから温暖化ということテーマについてということですけども、それぞれ分科会とかそういうものに進んでいくかなというふうに思います。テーマを絞ってまたそれぞれ研究していくんだと思いますけれども、大体テーマにあがっているものっていうのは課の方としてはこの辺を研究していきたいというものがあって進めるのか、全くこれからかどうなんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 実はこの地球温暖化のテーマの中で最重点課題はエネルギー政策、エネルギーへの課題だと思います。この課題がですね、非常に箕輪町にとっては非常に悩ましい課題というのがですね、実際にそれじゃあエネルギー可能となるもの、箕輪町で今私がですよ、考える中では太陽光と地熱、あと唯一ながたの温泉が温泉熱っていうのがあるんですが、ちょっと風力は過去に検討した経過ありますがなかなか難しいとかいうものがあります。また小水力発電もなかなか適したところがない。このエネルギー課題をですね、どうクリアしていけばいいのかというのはですね、非常に実はCO2、60%削減にはエネルギーをとにかく減らすしかない。使用量を削減することとつくること、この両面だと思います。ですのでこれをどうクリアしてくのかというのが大きな課題であろうと思います。あと他に挙げればやはりごみ政策ですかね。やはりごみの削減、もちろん食品ロスの問題、これは

地球全体を通してですね、なかなか日本人って気付けないんですが、食料不足に陥るとかですね、そういう問題が実は含まれてます。水不足もそうですね。ですからそういった大きなものがグローバル的には課題があるのでこれをどうクリアしてくかというところはあるかなというふうに思います。まだ他にも様々あるんですけども、一応そういうふうな形で思っているところです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 そういうことに専門家とか、そういう意見を聞くということですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 この14名の皆さんプラス課長さん方で2班くらいに分けてですね、ワーキンググループを設けて検討したいと思ってます。今ちょっと非常に悩んでるんですけども、あまりにも情報を与え過ぎて誘導してもいけないだろうと。ですから初めはやっぱり自由発想の中とか、ある程度実は第1回のときにですね、県のゼロカーボン室、県庁から来てもらってですね、長野県のゼロカーボン戦略、ここで発表になりましたのでこれについて説明をしてもらおうと、それを基調としながら町の状況だとか現状を説明しながら、2回目あたりから自由意見を持ち寄ってもらったりして、それでちょっと整理しながらあと信大の先生のご意見だとか、そういうものもいただきながらですね、アドバイスいただきながらつくって整理してければなというふうに考えているところです。他にございますでしょうか。副委員長

○6番 松本委員 今エネルギーの問題が非常に関係してくるって言いましたけども水力、風力、いわゆる太陽光とあるんですが私も一般質問で何回かやったことあるんですが、やっぱりこの今はガイドラインですよ。ね。(聴取不能)何回もやっているんですが、その辺はどのように考えていますでしょうか。

○川合住民環境課長 現時点では現状のガイドラインでいいというふうに考えているところです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますでしょうか。入杉委員

○13番 入杉委員 この条例の文章を見ますと、審議会に特別の事項を調査研究させるために必要があるときは審議会とは別に特別委員会を置くことができると。このようになっておりますが、今のメンバー構成を見たときに特別の事項を調査研究させるという目的のためのメンバーの顔ぶれとはちょっと違うように感じたんですね。審議会と特別委員会のすみ分けはどのようになっていて、どうしてこういうメンバーの構成に特別委員会があるのかちょっと私が消費者の会の会長さんまで呼びしてするところちょっとよく見えませんのでもう少し説明を補足していただきたいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 現在の環境審議会のメンバーにつきましてはどちらかというと充て職系の方が多いと。ここで改選迎えますので環境審議会の委員の皆さんもという形で構成するかというのはまたですね、考えていきたいと。またさらに、環境審議会に関してはで

すね、公募もかけていきたいと、今後はですね、ある程度人数は、そういう形で考えております。今回、地球温暖化対策に関してはですね、ちょっと企業名までここで述べるのはちょっと適當ではないと思いますのであれですが、例えばもう 100%、RE100 だとかですね、取り組まれている企業さん、事業者さんにも関わっていただきますし、あと食品関係の小売店の事業者さんにも入って、大手小売店の事業者さんにも入ってもらいます。あと交通関係の事業者さんにも入ってもらったりしますし、森林関係の取り組まれている吸収源になりますのでそういった事業者さん入ります。町民の皆さんの中でどうしようかというところの中でなかなかちょっと悩むところがありましたけども、やはり何かしらの取り組まれている、また非常に今消費者の会というお話ありましたが先だっても 4 月ですかね、総会がありましてぜひ地球温暖化対策、関心があるのでやってほしいということで非常に関心をお持ちだったので、お話を投げかけさせていただいたところでございます。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13 番 入杉委員 別に消費者の会の会長さんがどうかってことではないんですけれども、そのメンバー構成の形を見たとき、多くの町民の皆さんの意見を聞くというんであればそれは審議会とかそちらの方であって特別委員会というのはもっと専門性の高い調査研究の方に重点を置くべきじゃないかなって思うんですけど、課長のご意見はいかがでしょう。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 実際にはそういうこともあろうかと思いますが、実際に流れ的にはですね、計画、この皆さんが計画を策定してしまうわけではなくてこれを基に町としては整理をさせていただいて、地球温暖化対策計画をつくり、それを環境審議会に諮問させていただくと。そのあとももちろん町民の皆さんのパブリックコメントを求めてそれで計画が決定するという形になろうと思います。その前段はですね、やはり事業者の皆さんが今どう取り組まれたり、どういう方向に向かう必要があるのか、もっと言うと町としてどういう政策が必要なのかってということもご意見として聞きたいですし、国や県がいろいろ言ってるけど実際にはどうなんだってということも聞きたい。また町民の皆さんも町が一生懸命こう言えば言ったってどうなのかよりは、町民の皆さんこういうところに力をかけてった方がいいんじゃないかとか、取り組みの中でですね、今後 2030 年、また 2050 年に向けてどういうふうに取り組んでいったらいいのかというところのご意見だとか、アイデアだとか、そういうものをちょっと求めたいということでこういう構成にさせていただいているところでございます。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9 番 青木委員 地球温暖化ということは究極は CO2 削減ということになると、その企業サイドから考えるとね、ある程度削減目標を掲げる。そうすると効果あるというところやっばり熱動力源を減らすってということになると思うんですよ。そうすると今使っているガソリンだとか燃料を私が思うには将来的には水素に切り替える。それから地熱、今言うように地

熱、ああいうことを取り入れていく。そうしたときにね、やっぱり調査研究するとなるとなかなか私は会社でもよっぽど技術でそういう水素関連だとか、それから相当知識がないと究極のCO₂を削減するためには何が必要でどういうものを（聴取不能）それからその対策はどうだったってことになるね、やっぱり知見を要するって書いてあるですけど、専門的な知識がないとただごみを減らしますだとかね、周りを見てる世界だと削減効果ってうんと薄いと思うんですよ。そこへ踏み込んでいくにはやっぱり課長の説明あったように企業の協力ももちろんあるだろうし、そういったときにはやっぱり中々これはハードルが高い、相当なメンバーを揃えないと効果が出てこないんじゃないかなというように私は思うだよ。だからまた人選をしっかりとその辺も検討していただければと思う。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 当初のちょっと説明が私が悪かったのかもしれませんが、計画策定、地球温暖化対策でまず計画策定して、今回この改正に特別の事項を調査研究させるために残したのはですね、地球温暖化対策だけにしなかったのはですね、そのあとですね、先ほども言いましたようにエネルギー課題をどうクリアしていくかってことを例えば地域でも企業でもまた本当に専門的に研究しなきゃいけない、引き続きこれ研究していかなければいけない、なのでこういう形で残させていただきましてまたこの後この中でご意見や計画策定のあとですね、また引き続き調査研究する事項がたくさん実はあるわけです。この地球温暖化対策に関しては。ですのでこういう形にさせていただいてるところですので何卒ご理解いただければというふうに思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 もう1点ちょっとお聞きしたいんですが、今人選っていうの出たんですけど、学校教育の関係どうなんでしょうかというのちょっとお聞きしたいんですけど。私のイメージでは理科の教員とかね、そういう人に入ってもらってあとでそういう教育普及の方に回していくような対応も必要かなと思いながらちょっと話を聞いたんです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 ちょっとなかなか打診もしたんですけど、なかなかちょっと難しいところがありまして、そういう中では町の教育委員さんにこの委員の中にちょっと関わっていただくようにしております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますでしょうか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 私の頭の中でちょっと整理したいんですが、審議会で課題点を洗い出して特別委員会に調査研究してもらって、いわゆる諮問機関としてじゃあその審議会で答申するとこういう感じですか、それとも町長。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 今回は審議会からではなくて、あくまで町長が委嘱する形をとりましたので、町長にという形にさせていただきたいと思ってます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他によろしいでしょうか。ちょっと私の方から全体の

流れもう一度なんですけど、町長からこれあれですよ、形的には環境審議会の中の特別委員会だから組織図的には環境審議会の下ですよ。町長が諮問する。直接諮問するというところでもう1回計画策定の流れだけ、環境審議会の役割と特別委員会の役割という流れもう一度説明をお願いします。課長

○川合住民環境課長 環境審議会は計画のものとかを町長が直接諮問させていただきますが、特別委員会は諮問という形ではなくて調査研究という形にさせていただいております。ですので町長が必要があると認めたときに調査研究を直接町長が委嘱するという形でその結果を報告していただきまして、計画等に反映させていくというような形をとりたいと思っていますところでは。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 計画は審議会です。特別委員会は調査研究でその計画については審議会ということですよね。という理解でよろしいですか。他にございますか。質疑の中で意見も取り扱うことになってますので意見をこの場でお願いします。入杉委員

○13番 入杉委員 やはり先ほどから申し述べておりますように、特別委員会というその位置づけから見るともう少し人選といいますか、パブリックコメントの様相を呈したものであるのではないので特別委員会というのは今課長のご説明でいくと、ですのでもうちょっと専門性の高いメンバーを厳選して少数で、少数精鋭でいくべきではないかと私は思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 専門性の高いメンバーにすべきだという意見が出ておりますが、他にご意見ございますか。ではご意見につきましては委員会からその旨の意見が出たということを本会議で報告させていただきます。それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第7号 環境保全条例の一部を改正する条例につきまして原案通り決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨ご報告いたします。

続きまして議案第11号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)、住民環境課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○川合住民環境課長 それでは議案第11号 箕輪町一般会計補正予算(第3号)でございます。この関係につきましては大きくは県の元気づくり支援金をゼロカーボンの関係でお認めいただきましたのでその関係と、あと先ほどご審議いただきました特別委員会に係る経費、また地球温暖化対策計画策定に係る経費を計上させていただいておりますので細部につきましては担当の係長に説明させますのでよろしくをお願いします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○根橋生活環境係長 では説明をさせていただきます。歳出の方から説明いたしますので

すみません、23 ページお願いいたします。こちらの4 款の衛生費 0436 のゼロカーボン推進事業費でございます。補正前の額が 261 万 1,000 円、そちらに 449 万 1,000 円を増額し、710 万 2,000 円にするものです。財源内訳ですけれども国県支出金として 217 万 7,000 円、そのほかとしまして 25 万円、一般財源が 206 万 4,000 円となります。国県支出金の 217 万 7,000 円、こちらについて歳入のページでご説明いたしますので 9 ページご覧いただければと思います。9 ページ、こちら 17 款の県支出金になってございます。こちらの方で総務費の県補助金、節としては 1 節 総務管理費県補助金といたしまして元気づくりの支援金といたしまして 217 万 7,000 円となっております。こちらは県の元気づくり支援金でございます。箕輪町で行うゼロカーボン推進事業に対しまして県の地域発元気づくり支援金となっております。こちらの推進事業の方では地球温暖化やゼロカーボン、SDGsなどを住民にわかりやすく説明し、理解度を向上させるために町内のスーパーの方でパネル展示ですとか、チラシの配布、またエコバック等のノベルティの配布ですとか、地球温暖化の意識調査などを行う予定でございます。続きまして先ほどの歳出の方で言うその他の 25 万円でございます。こちらの方は歳入につきましては 12 ページになりますので 12 ページご覧いただければと思います。こちら 22 款の雑収入でございます。20 節の雑入の説明としては 12 の雑入 2 になってございますが、ゼロカーボン推進事業費の関係でエコバックの制作企業協賛金となっております。こちらは先ほどの元気づくり支援金の関係のゼロカーボン推進事業の中でノベルティ配布の関係でエコバックを製作すると申し上げましたが、こちらの方で企業の協賛金といたしまして 1 社当たり 5 万円、5 社で 25 万円の協賛金を見込むものでございます。それではすみません、歳出の 23 ページにまた戻ります。歳出の方の内訳でございますけれども、まず 7 節の報償費、こちらの方の報償金及び賞賜金といたしまして 57 万 3,000 円でございます。こちらは地球温暖化対策特別委員会への委員ですとか、オブザーバーへの謝礼としております。10 節 需用費の消耗品といたしまして 224 万 3,000 円、印刷製本費で主として 70 万 9,000 円、合計需用費の方では 295 万 2,000 円、こちらの方はゼロカーボン箕輪、先ほどの店舗でのイベント等にかかるゼロカーボン推進事業費の消耗品ですとか、ノベルティの作製などに関する、またポスターとかチラシの作製に関する印刷製本費となっております。11 節の役務費、通信運搬費として 20 万円です。こちらの方は地球温暖化対策特別委員会の予定しているアンケートのときの郵送料として計上してございます。続きまして 12 節の委託料、こちら委託料として 64 万 5,000 円を計上してございます。こちらの方では啓発支援業務ですとか先ほどの地球温暖化の住民アンケートに係る委託料を計上してございます。17 節の備品購入費でございます。こちら 12 万 1,000 円計上してございます。こちらはゼロカーボン推進事業の際の店舗等のイベントの際で使用する備品の購入費を計上してございます。歳入につきましては先ほど歳出のときに 9 ページと 12 ページ、それぞれ元気づくり支援金とエコバックの制作企業協賛金ということで説明をさせていただきました。説明につきましては以上でございます。

○川合住民環境課長 ということであつといずれにしても住民満足度調査のときに

やりました SDGs の認知度等を見てもですね、やはり意識レベルというか認知レベルがやはり十分ではないということで、直接住民の皆さんに啓発活動を今までも広報とかで行ってききましたがやはり直接ちょっと行いたいということで元気づくり支援金を採用して受けて実施したいということでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑または意見ございましたら挙手をお願いいたします。中村委員

○14番 中村委員 先ほど説明していただいた9ページの元気づくり支援金のこの補助金っていうかの算定基礎っていうかはどういうことですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○根橋生活環境係長 こちらの補助金の補助率の関係でございますが、ソフト部門とハード部門に分かれてございまして、ソフトの関係が補助率が5分の4でございます。ハードの関係は2分の1の補助率となっております。以上です。

○14番 中村委員 分かりました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。副委員長

○6番 松本委員 12ページのゼロカーボンの12節のところですが、エコバックの制作企業協賛金の内容をちょっと説明していただければと。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○根橋生活環境係長 こちらの方ではイベント等で配付を予定しているノベルティとなっております、エコバックを作製いたします。その際にまだちょっと企業とかは未定なんですけれども制作にご賛同いただける企業の皆さんから協賛金をいただきまして、今のところ1社当たり5万円ということで5社程度協賛がいただければということで25万円の収入として見込んでいます。また、制作したエコバック、イベント等で配布しますけれども制作した企業さんの方にもお渡しすることも考えてございます。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 今 SDGs に対しての意識啓発と言いますか、認知度があまりにもまだまだということで、箕輪町において今後何て言うんですか、もちろん委員会の方たちには県から来て説明をしてくださるという話がありましたよね。県の推進について。町民に啓発できるようなイベントとかですね、このマイバック配るだけじゃなくて SDGs って何なのっていうそのゲームもあるそうでそういうようなことを子どもも含めてイベントは特にこの中には含まれてないと思うので今後あれですかね、希望、(聴取不能) 前に自然エネルギーフェスタとかありましたよね。そんなところで今後の予定としてはどんなふうか、お聞きしたいです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 ありがとうございます。ぜひですね、私どもも開催したいと、何しろコロナが収束してのことが第一でございますのでそういう中では来年度、計画策定、先ほどの計画策定も含めながらその次年度に向けて次年度、翌年度、向けてのですね、そういった

ものを計画したいと考えております。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。以上で質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第 11 号 箕輪町一般会計補正予算（第 3 号）、住民環境課に係わる部分について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め可決すべきものと決しました。本会議でその旨報告いたします。以上ですね。

【住民環境課 終了】

②健康推進課

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたしたいと思います。議案第 11 号令和 3 年度箕輪町一般会計補正予算（第 3 号）、健康推進課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 議案第 11 号 令和 3 年度箕輪町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして健康推進課に係わる部分を北原係長の方からご説明いたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 ご説明させていきます。補正予算書の 22 ページ、歳出の方からご説明させていただきます。22 ページをお開きください。4 款の衛生費です。0401 一般保健費、こちらの部分につきましては健康推進課の職員の異動に伴う人件費の補正となります。その次が 0405 新型コロナウイルスワクチン接種事業費でございます。こちらはまず 01 の報酬ですが会計年度任用職員の皆様の時間外勤務報酬についてを補正するものでございます。また 03 の職員手当等につきましては正規職員の時間外については当初補助金対象ではありませんでしたが、補正対象ではなかったため 3 月の補正時には計上はしませんでした。その後、補助金の対象経費となりましたのでワクチン接種運営に係わる職員の時間外について補正するものです。担当職員の日常的な時間外と休日のワクチン接種対応に従事する職員の時間外を計上させていただいております。現時点 67 回分の土日で職員に当たる人数を見込んでの補正を増額させていただくものとなります。続いて 0407 国民健康保険特別会計繰出事業費でございます。こちらは国保の人件費に係る繰出金について人事異動に伴う減額の補正となります。その次の 03 老人保健費、0424 後期高齢者医療事業費でございます。こちらの繰出金ですが、後期高齢者の人件費に係る繰出金について人事異動に伴い増額の補正をするものでございます。歳入の方のご説明します。8 ページをお願いいたします。歳入の方ですが、16 款 国庫支出金の 04 衛生費国庫補助金でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金でございます。こちらの方、先ほ

ど歳出の方でご説明申し上げました職員及び会計年度任用職員の時間外にかかる経費についてを補助金（聴取不能）補助金を増額する補正となっております。一般会計についての説明は以上となります。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑または意見がございましたら挙手をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第 11 号 令和３年度箕輪町一般会計補正予算（第３号）健康推進課に係わる部分について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め可決すべきものと決しました。本会議でその旨報告いたします。議案第 12 号 令和３年度箕輪町国民健康保健特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 では議案第 12 号 令和３年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきまして国保医療係、小林係長からご説明いたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは国保の 7 ページをご覧ください。歳出の方からご説明させていただきます。4111 一般管理費の方ですが人件費に伴う減額となっております。これは 4 月の異動に伴うものでございます。同額を 6 ページをご覧くださいまして歳入の方で一般会計からの繰入金を減額しているものでございます。ご説明につきましては以上となります。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑または意見がございましたら挙手をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第 12 号 令和３年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。次に議案第 13 号 令和３年度箕輪町後期高齢

者医療特別会計補正予算（第１号）について議題といたします。細部説明を求めます。課長
○柴宮健康推進課長 では議案第１３号 令和３年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは後期の７ページをご覧ください。歳出からご説明させていただきます。１款の総務費、６７００一般管理費でございますが、こちらの方は４月の人事異動に伴う人件費を増額しておるものでございます。上の６ページをお願いします。歳入となります。４款 繰入金でございますが、一般会計からの繰入金を歳出に伴いまして増額するものでございます。ご説明につきましては以上となります。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑または意見ございましたら挙手をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは以上で質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第１３号 令和３年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。以上ですね。

【健康推進課 終了】

③子ども未来課

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。議案第１１号 令和３年度箕輪町一般会計補正予算（第３号）につきまして子ども未来課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○田中子ども未来課長 説明に先立ちまして今回、人事異動等ありましたので自己紹介をさせていただきたいと思いますがよろしいですか。お願いします。

【職員 自己紹介】

○田中子ども未来課長 それでは令和３年度箕輪町一般会計補正予算（第３号）の子ども未来課に係わる分について説明させていただきたいと思います。外構工事につきましては午後の現地での説明ということでこの場では省略させていただきたいと思います。それでは予算書の歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき説明をさせていただきます。説明につきましては担当の係長の方からさせますのでよろしく願いいたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 それでは補正予算書一般8ページをご覧ください。03 目民生費国庫補助金、02 節 児童福祉費補助金としまして子育て世帯生活支援特別給付金としまして2,505万円を計上してあります。こちらの事業については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で低所得のひとり親世帯については既に県から給付を開始しておりますが、ひとり親世帯以外の低所得子育て世帯に対し生活の支援を行う観点から支給するものであり100%国庫補助となります。続きまして一般10ページをご覧ください。03 目民生費寄附金になります。子ども育成指定寄附金としまして20万円寄附があったものになります。歳入は以上となります。続きまして歳出になります。一般19ページをご覧ください。2 項 児童福祉費になります。0370 児童福祉総務費になりますが、02 の給料から04 共済費までは人件費に係わるものとなりまして総務課所管になります。12 節 委託料62万7,000円ですが、こちらにつきましては子育ての町PRフラッグ作成業務委託するためのものとなります。具体的には今年度「みんなで育てるみのわっこ〜パパになるなら箕輪町、ママになるのも箕輪町〜」のキャッチフレーズを掲げ、事業に取り組んでいるところですが、このキャッチフレーズを使ったフラッグを作成しまして松島仲町に掲げたり、保育園など公共施設に掲げたりしまして子育ての町としてさらにPR資金を高めるためのものとなります。続きまして一般20ページをご覧ください。0372 子育て支援センター事業費になりますが、こちらにつきましては人件費に係わるものとなりまして、総務課所管になります。続きまして0375 子育て世帯生活支援特別給付費ですが、こちらは先ほど歳入の方で説明させていただきました事業で低所得のひとり親世帯ではなく、それ以外の世帯に対し生活の支援を行う観点から支給するものとなります。支給対象者は令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和3年度の住民税均等割の部分ですが、こちらが非課税となる方と、生活状況が急変しましてこれに準ずる方、令和3年1月以降の任意の1ヶ月の収入を12ヶ月換算した場合に年収見込額が町民税の均等割が非課税相当とみなされる場合の方に支給されるものになります。支給対象の児童になりますが、平成15年、2003年の4月2日、18歳未満のお子さんになります、から今年令和3年3月31日生まれのお子さんと、あと障がいをお持ちのお子さんにつきましては2001年、平成30年生まれ、20歳未満のお子さんに支給されるものとなります。児童1人当たり一律5万円になります。支給時期の見込みとしましてはシステム改修を今、上伊那広域情報センターの方で実施している関係もありますが、7月上旬を目途としております。支給方法ですが、基本的に要件に該当する方については申請は不要として迅速に支給するようにして対応していきたいということで動いております。予算の積算根拠ですが、令和元年度の児童手当支給対象児童数を基に厚労省において算出された数値を使用しております。児童手当支給対象児童が3,022人でしたので、支給対象児童数が451人という見込みの元、算出しております給付費が2,255万、事務費の所要見込み額が250万円ということで算出し、合計で2,505万円を計上してあります。そうしましたら続きまして0380 保育園運営費になります。こちらにつきましても人件費に係わるものとなりまして総務課所管になります。すみません、消耗品の方です

が10の01になりますが消耗品ですが、歳入の方で説明させていただきました指定寄附金に係わるもので寄附された方から新しい木下保育園の方で活用してほしいというご希望がありましてこちら消耗品に20万円を計上しております。12節の委託料になりますが、こちらにつきましては保育支援システムの増設の委託料となります。こちらは昨年度導入した議員の皆さんにも視察をいただいたと思いますが、保育支援システムコドモンの端末がクラス数の増加などにより5台不足しておりましてこれを解消するものです。具体的に不足している園が松島保育園2台、木下南保育園が1台、一応予備として2台を購入予定でございます。こちらのコドモンの主な機能としましては、園児の登校園の管理と欠席の連絡、あと保育園から、町からのお知らせなどに利用しています。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園施設係長 引き続きまして0395保育園建設費をご覧ください。今回、工事請負費といたしまして木下保育園建設事業の外構工事費の増額をお願いするものでございます。金額といたしましては4,578万2,000円お願いしたいと思っております。詳細につきましてはまた午後現地の方で説明をさせていただければと思います。また、ちょっとページがすみません、戻りまして歳入の方になりますが13ページをご覧くださいければと思いますけれども、工事費の増額に伴いまして起債を充てるということになっておりまして民生債のですね、保育園建設事業債増ということで3,160万円の増額をお願いしたいと思います。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園施設係長 0398一般21ページの方にもう一度お戻りください。0398児童発達支援事業費に関しまして人件費に関しては総務課の方で説明するものとなりますので以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 以上で子ども未来課についてのご説明を終わりにいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑または意見がございましたら挙手をお願いします。副委員長

○6番 松本委員 8ページの歳入のところのさっきのひとり親世帯以外の（聴取不能）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 同じ同数451人分です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 一般の20ページのところの451人分の扶助費の関係ですけれども、先ほど給与が急激に減少した場合にも対象になるというようなお話でしたけど、これは申請不用ということなのでそういう人をどういうふうに判断するんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 基本的に申請不要という形でして、そういった急激な変化された方については申請が必要になってきます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 中々そういうことがあるということが分からない場合もあると思うんですけど、そういうシステムがあるということをどういうふうに周知してくか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 一応周知するために通知を差し上げたりする予定でおりまして、すみません、私詳細を説明しなかったので申し訳なかったんですが、そのための通信運搬費なども設けてありますので周知通知を周知して該当になるかならないか、お問い合わせもあるかと思うんですが、対応していきたいと思っております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それではないので以上で質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第11号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)、子ども未来課に係わる部分を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨ご報告いたします。会議を再開いたします。

【子ども未来課 終了】

④文化スポーツ課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは議案第11号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)、文化スポーツ課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○小池文化スポーツ課長兼スポーツ振興係長 それでは議案第11号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)、文化スポーツ課に係わるところのご説明をさせていただきます。歳入につきましては当課に係わる部分、今回の補正ではございません。また歳出ですが一般の31ページ、32ページになりますけれども1060社会教育総務費から1093保健体育総務費までの部分でございますが、人件費に係る補正のみでございますので実質の部分では当課の方、今回の補正はございません。説明以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑または意見がございましたら挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 以上で質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第11号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)、文化スポーツ課に係わる部分を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決しました。本会議でその旨報告致します。

【文化スポーツ課 終了】

⑤学校教育課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。議案第11号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第3号)、学校教育課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○三井学校教育課長兼管理係長 よろしく申し上げます。それでは箕輪町の一般会計補正予算(第3号)、学校教育課分につきまして係長より細部説明申し上げますのでよろしくお願いします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 私の方から今回出させていただきました補正予算の関係でご説明をさせていただきます。30ページをお願いいたします。10款の教育費になります。30ページをお願いいたします。10款 教育費の1002事務局費でございます。今回補正予算をお願いしたいのは1802の補助金になります。こちらに関しまして108万1,000円の計上となっております。こちらに関しましては新型コロナウイルス感染防止対策ということで小中学校におきまして修学旅行ですとか宿泊学習における三密対策といたしましてバスの増便等を計上させていただいております。小学校4年生の長野県学ですとか、5年生の臨海学習に代わる宿泊学習、また6年生が県内を行き先に主に予定しておりますが、修学旅行としてバスを増便する分、または新型コロナウイルスの感染拡大状況によりまして急遽キャンセルが出た場合におけるキャンセル料などを見込んだ予算として計上させていただいております。早ければ来週以降、学校の方で予定が入っておりますので本予算を元に三密対策を行いまして学校の方で対策を行った上で宿泊学習に行きたいということで臨んでいる状況でございますのでご審議の方をお願いいたします。続けてお願いいたします。その下の1005小学校管理費になります。1005の需用費の光熱水費になります。こちらにつきましては35万4,000円ということで予算の方を計上させていただいております。こちらにつきましては先日箕輪西小学校におきまして学校敷地内における上水道の設備管が老朽化したことによって発生した漏水分の水道料金を計上したものでございます。こちらにつきましては水道課の方で漏水分の水道料金を計上いたしまして、漏水認定を行っている状況でございます。その結果、負担額を計算いたしまして35万4,000円の光熱水費をプラスでちょっと支

出ということになりますので、お願いをしております。また、関連性がありますその下の1401の工事請負費になります。こちら68万8,000円になります。こちらの内容も同じく箕輪西小学校内で発生をいたしました水道設備による老朽化の漏水の工事請負費の増額ということになっております。学校敷地内に40mmの配管が入っておりまして、こちらが90度に折れ曲がると言いますか、曲がっている場所にちょっと負荷がかかっているというような状況がありましてこの部分にその箇所へ亀裂が数センチ入っている形がありましてそこから破損した箇所から水が出ていたということで応急処置の方は完了しておりますが、今回水道設備に対する工事ということで工事請負費の方に計上させていただいてる状況でございます。以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑、または意見がございましたら挙手をお願いします。釜屋委員

○3番 釜屋委員 今の西小学校の漏水についてはいつ頃から（聴取不能）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 今ご質問いただいた内容ですが、偶数月に検針を行っておりますので4月の検針時に分かった状況でございます。その直前の2月検針時には特に異常がない状況でございましたので、その後分かった状況ということでちょっと（聴取不能）たまたまかもしれません分かった結果による状況でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 今のあれでね、何m³ぐらいか把握してます。その漏れた立米数は。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 漏水した分ですが6,734 m³、漏水後の認定が1,060 m³ということになっております、以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 このような時の工事の発注先っていうかはどういうように決められるのか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 応急工事につきましては、当然ですが町内の水道設備を行える業者に行いまして、工事発注は改めて予算議決後に正式発注ということでさせていただく予定でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。じゃあ私の方から1点、重なりますけれども要は偶数月の検針で要は通常よりもちょっと多いなということで気付いたきっかけですよ。どういったきっかけで気付いたのかという点と、そうなってくると他の小学校とかもだんだんこれ壊れてくるんじゃないかなと思うんですけど、他の小学校の現状どの程度把握しているのか。もしくはどういった報告があるのか。課長

○三井学校教育課長兼管理係長 まず水道課の方でもですね、通常の検針月と、あと標準的な使用から見てですね、おかしい部分について、そこで水道課の方からも話がありました。

実は今回の漏水は花壇の下、花の花壇ですよね。の下を通ってしまして通常、何ていうのかな、通常の漏水だと例えば土（聴取不能）に水が染みてじわじわするとか噴くとか、そういうことがあったんですがたまたまそこは扇状地のせいなのか下へ全部先ほどの6,000tが潜ってる状態で全然学校では気がつかない状態でしたし、実際漏水と思われるところを探し出すときにもですね、水がこうじわっと出てるとかそういう状況がなかったので全然気づかない状態でした。ただ、水道課の方では通常の検診月より今回6,000tというちょっとすごい水量でありましたのでそういうことでちょっと水道課の方からこちらの方に通報いただきまして、緊急の対応をさせていただいたという現状であります。それから他の学校なんですが、確かに校舎によったら昭和の建物もありまして配管も心配なところは正直あります。漏水探知機といいますか、何かメーター機のところにですね、例えば過剰なガスのように何かガス漏れ警報器じゃないんですけど、そういったものも検討してかなきゃいけないのかなということは思うんですが、こちらでも調べた中ではなかなか水道のそういう漏水の探知の適当な器具というかが今のところない状態で他の学校でもこういった破損による漏水もちょっと懸念されていることは事実であります。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 （聴取不能）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長 今回は水道管が老朽化によってパコンとこうヒビが入ってそこから噴出したというような状況でありまして、その漏水箇所を見つけるところではそれぞれ閉めといてどこの配管の部分から漏れてるかということで調べて特定はしました。ですけども通常は破損しないかぎり漏水しないのでちょっと怪しいときにはですね、一旦こう全部閉めてパイロットくるくる回るメーターが止まるかは確認はするんですが、今回ちょっとたまたまその2ヶ月間の早い時期にちょうど検針終わってすぐくらいに破損したのかなと。ただ、それに40mm、4cmの管ですので通常の家庭の倍以上の太い管ですので、ちょっと6,000tというすごい漏水量になってしまって、発見が2ヶ月近くなって見つかったというような状況でありましたので、ちょっと金額的にも額は大きくなって申し訳なかったですけどそんなような状況であります。

○3番 釜屋委員 （聴取不能）

○三井学校教育課長兼管理係長 そうですね、通常夜間とかね、一通り蛇口が閉まってる状態でパイロットランプが回ってれば漏水があるという形になりますので、ただ、毎日毎日それをチェックするかどうかというところはありますけども、はい。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑は終了し、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。議案第 11 号 令和３年度箕輪町一般会計補正予算（第 3 号）、学校教育課に係わる分について採決いたします。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しました。本会議でその旨報告いたします。

【学校教育課 終了】

⑥福祉課

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開したいと思います。初めに課長の自己紹介。

【職員 自己紹介】

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは議事に入りたいと思います。議案第 2 号 箕輪町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、議案第 3 号 箕輪町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について、議案第 4 号 箕輪町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について関連がございますので一括して審議をしたいと思います。議題といたします。細部説明を求めます。課長

○唐澤福祉課長 それでは議案第 2 号 箕輪町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、議案第 3 号 箕輪町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について、議案第 4 号 箕輪町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてご説明申し上げます。改正また制定の趣旨につきましてはこの条例については、国において 3 年に 1 度介護報酬の改正と合わせまして行われております介護サービスの関係省令が改正されたことに伴いまして、町の条例の制定等を行ってまいりますものでございます。既存で条例と規則がございましたけれども、今回の条例（聴取不能）に合わせましてこちらを統合廃止、新たに条例を制定するものでございます。細部につきましては担当係長の方から説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 それでは説明をさせていただきますので議案 2 号についております資料で説明をいたします。110 ページをご覧ください。今回の条例改正でございますけれども、2 の（1）にございますように、それぞれの議案につきまして今まで町では条例と規則

で定めておりましたけれどもそれを一本化して新条例を制定するものでございます。議案第2号につきましては指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。議案第3号につきましては介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものでございます。また議案第4号につきましては指定地域密着型の介護予防に係りますサービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものでございます。今回の改正でございますけれども社会的な課題となっております111ページの方をご覧ください。主な改正概要でございますが、利用者の人権、虐待防止のための必要な整備、従業員に対する研修の義務化、感染症や非常災害への対応としての事業者の業務継続計画の義務化、感染予防対策の徹底、ハラスメント対策の強化、また認知症に係る取組と研修の実施、また小規模多機能事業の登録定員を国の基準と同一とする29人とするものでございます。経過措置でございますけれども、こちら1番から6番につきましては令和6年3月31日までの間に経過措置期間を設けまして附則にて規定をさせていただいております。また、今回の附則におきまして旧条例の廃止を行っております。この条例の施行期間は公布の日というふうにしておりますのでよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑または意見がございましたら挙手をお願いします。ちょっと私の方から確認ですみません、全体的な確認なんですけど今回の条例が改正されることによってその事業者への周知ですとか、こう変わりましたよっていう多分事業者が結構やる人が多いと思うんですけど、周知等はどういうふうに行っていくのかと、このいろいろ業務継続計画を事業者の方に作っていただいたりとか、研修の義務化ですとかハラスメント対策の強化とか事業者のいろいろやることが増えてるんですけど、町の役割というのはどういったものになるのかっていうところをちょっとお尋ねしたいんですが。係長

○北條社会福祉係長 こちらにつきましてはまた6月に事業者連絡会等を行いましてご説明をする予定でございます。また国の改正につきましては3月の時点で国の方でこういう改正をしているということは1回ご説明はしてございますのでお願いします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 箕輪町の役割というか例えばハラスメント、要は計画を、とか取り組みを事業者に求めるんですけど、要は何だろう、町として今後チェックをするとか、そういうどういった役割があるのかっていうのは。

○北條社会福祉係長 こちらにつきましては第8期の介護保険事業計画の中でも載ってございまして、例えば業務継続計画等につきましても3年間でどのぐらいまで進んでいくかっていうのをチェックしていく予定でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 わかんないだらけですみません、教えてください。主な改正概要で例えば(1)必要な設備とか従業員に対する研修の義務化ってあるんですけど、今までと違うと

ころがどこにこう変わってくるのかというイメージ、ちょっとその辺ポイントでいいんでご説明いただけますか。ちょっとよくわかりません。設備がどうなるのかとか、今までこういう研修をやってたんだけどこの研修は義務化になったとかそういうちょっとわからないけどね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 今までの設備に関しましては、規則等でも定められておりましたのでそのまま継続をしてございます。変わったところというのは例えば認知症とかに関しましては資格を持たない方たちが必ずそこに勤める方たちは研修をしなければならないというふうに今回からなっておりますので、そういう研修を事業者として実施していくということになります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。それでは質疑を終了し、討論に入ります。

○6番 松本委員 4番の改正の概要なんですけど、4番のハラスメント対策の強化というのはこれどういうふうに強化とか、その何か細かい点っていうのはないですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者福祉係長 ハラスメントについては従業員間のハラスメントもありますけれども、今特に多くなっているのはいわゆる介護者というか家族からのハラスメントというのも今かなり多くてございまして先日も国の方から家族等からのハラスメントに対する対策のガイドラインというものが事業者宛て等には出ておりますので、そういったものも出しながらちょっとまた研修の方も検討していきたいと考えております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 家族からのハラスメントというのは要は新聞等で全国的な課題になってるっていうのは私も承知してるんですけど、町内でもそういう事例というのはある、可能性もあるということですか。係長

○小笠原高齢者福祉係長 そうですね、やはり家族からの不当な要求といいますか、課題の要求等もあるというようなことは伺ってはおります。そういったところでできるだけ事業者としては適正な方法で対応していくというようなこちらにも相談もあつたりしますので、そういった家族と間に入ったりということも実際にはございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。議案第2号 箕輪町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第2号 箕輪町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。議案第３号につきまして討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第３号 箕輪町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。続きまして議案第４号につきまして討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第４号 箕輪町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものといたしました。本会議でその旨報告いたします。続きまして議案第１１号 令和３年度箕輪町一般会計補正予算（第３号）の福祉課に係わる件を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○唐澤福祉課長 議案第１１号 令和３年度箕輪町一般会計補正予算（第３号）につきまして福祉課に係わる部分につきまして担当の係長の方から説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 それでは予算書の一般１９ページをお願いいたします。民生費の中の社会福祉費 0301 でございますけれども、こちらは職員の給料にかかわるものが主のものでございます。１０節の需用費でございますけれどもこちらの方ゆとり荘の漏水また浄化槽ポンプの方が１基動いていないということでそちらの方の補正をお願いするものでございます。0333 介護保険事業運営費のこちらでございますけれどもこちらは介護保険の方の人件費分の町からの繰出金でございます。説明は以上になります。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑または意見ございましたら挙手をお願いいたします。ちょっと私の方から１点、１９ページのゆとり荘の漏水の修繕なんですけども、たまたま先ほど学校教育課の審査の中でも西小の漏水があつて漏水分の水道料を支払ったという経緯があつたんですけど、今回の場合は漏水分の水道料の関係とかはどんな扱いがあつたのか。係長

○北條社会福祉係長 水道料につきまして社協の方が持っておりますのでちょっとうちの

方では把握しておりません。社協と水道課とどのように話をしたかということになるかと思えます。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 それでは採決いたします。議案第 11 号 令和 3 年度箕輪町一般会計補正予算（第 3 号）、福祉課に係わる部分を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。

次に議案第 14 号 令和 3 年度箕輪町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○唐澤福祉課長 議案第 14 号 令和 3 年度箕輪町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。台帳にございますとおり今回の補正につきましては規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 290 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 8,939 万 9,000 円とするものでございます。細部につきましては担当係長の方から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 それでは介護の 6 ページの方をご覧ください。歳入でございますけれども、先ほど一般会計の方から繰り出しました 290 万 8,000 円を繰り入れるものでございます。続きまして 7 ページでございますけれども、3100 一般管理費でございますがこちらは職員の手当、共済費の減とするものでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続いて介護 8 ページをお願いいたします。3153 一般介護予防事業費になりますけれども、こちら手当、共済費につきましては減とするものでございます。続いて 3154 包括的支援事業費になりますけれども、こちらは人事異動に伴います給料、手当、共済費の増額となっております。では以上になります。

○５番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑もしくは意見ございましたら挙手をお願いします。（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 以上で質疑を終了し、討論に入ります。議案第 14 号について討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第 14 号 令和 3 年度箕輪町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について原案どおり決定す

ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。

【福祉課 終了】

⑦請願・陳情

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開したいと思います。次に請願の審査を行います。請願受理番号1、請願項目「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願書について審査を行います。事務局に朗読をお願いします。次長

○井上議会事務局次長 請願受理番号1番 朗読

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ただいま朗読が終わりました。本請願におきましては紹介議員の中村議員が出席しております。質疑、意見等ございましたら挙手をお願いいたします。青木委員

○9番 青木委員 複式学級っていうのはどういう、ちょっと私勉強不足なんですけど、複式学級は定員を引き下げれば効果が出るか(聴取不能)書き方は。複式学級の定員を引き下げることであるんですけど、請願事項のところの1番に。これはどういう狙いなの。よくわからない。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 私が知ってる範囲でお答えというか(聴取不能)しますが、一応義務教育の制度の中で複式学級っていうのがあると。それは定員幾人かわかりませんが、例えばこの辺で一番わかりやすいのは川島小学校あたりだろうと思いますけれど、例えば10人以下だったら複式学級っていうのは1年生と2年生と一緒にして一つの学級にして、同じ一つの学級の中に二つの学年が入っていると。そういうのを複式学級と、そういうことだというふうに思います。ちょっと義務教育じゃなくて正確には分からないけどそういうことだと思います。

○9番 青木委員 わかりました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 複式学級って学校の状況にもよるんですけど、必ずしも2学年だけっていうふうな制限は多分なかったと思うんですけど。だから要するに同じ学年の子ども達だけがいるのではなくてそれぞれの別の学年が一緒になってそこでお勉強をする。普通は低学年と高学年というふうに二つに分けるのが大体普通というのは変ですけど、なってます。それを複式学級と。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 要は学級定員を引き下げると、要は10人だったのが5人になると学年ごとに分けられるってことですね。要は定員が高いと学年ごとにクラスを

つくるのがハードル上がっちゃうから定員を引き下げることによって複式学級を解消したいってことだと思います。解消というか。入杉委員

○13番 入杉委員 複式学級で定員が塾がそうなんですけど、委員長も塾のお仕事してるので分かると思うんですけど、要するに違う学年の子どもがいるとこっちの子がこういうことをやり、こっちの子がこういうことをやりっていうんで教師の負担は大きいと思うんですよね。それともう一つは複式学級の子どもの数が多いと二つデメリットがあって、一つは教師の負担が大きい。それから二つ目は今度は生徒の方も先生から教わる機会が非常に少なく、一人一人の子どもが対応が時間が少なくなるので結局は一人一人の子どもが受ける指導の時間が少なくなるからということだと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 この文書の中でね、「新学習指導要領への対応や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況にあります」ってあるんだけど、これ何を根拠にこういうことを言ってるんですかね。分からない。この文書だけだと。根拠になるものが何で豊かな学びが実現するための教材研究や授業準備の時間が十分確保できないかという理由が分からない。この文章だけだと。誰か説明できます。思う根拠が。この文書の中に入っていないじゃん。こういうことがあるから準備不足になりますよとか、新学習要領への対応ができませんとか、書いてなきゃこの文書だと全くわからないということは私は思う。どういう意味を言ってるのか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 一応そのことについてはその前の方の文章の中で言っている去年の3月から新型コロナの感染症対策として全国で休業があったりそういうことが今も続いている学校等があつてそういうことになってしまっているっていう意味だと思いますけど。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 結局ですね、新学習指導要領への対応というのは結局はつきり言えば、教科書が変わってくるということで今まで使ってたような教科書とは違う内容の学習内容が入ってくると、そういう準備しなきゃいけないと。それから貧困とかいじめ、不登校、あるいはこういうのは生活面にかかわるいろんな問題だろうと思いますけど、そういう問題にも対応しなきゃいけないということになってくると、本来の授業等に向けての教材研究とか、そういった時間が十分に取れてないと。これ先生方の特に中学校が厳しいというふうなことをよく聞きますけれども、非常に教員の多忙化が進んでいるという中で十分なことができないということがよく報道なんかでも見られるということだろうと思います。そのために国なんかはいろんな今回対応するようですね。とにかく学級定員も下げるし、その他にもクラブ活動やなんかはできるだけ補助をして先生方の負担を減らすようなという努力をしたいと思いますけれども、いろんな意味でとにかく教員多忙化を解消してあげたいという、そして本来の形で授業づくりを力を入れるような形にしてもらいたいと、ということ

だと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 文章的にはね、例えば35人が30人になったらどうなるんだとかそういう根拠が示されてないじゃん。今唐澤さんが言ったようなことが書いてあればいいよ。教員の多忙のために面倒が見れないとか、だけどこの文章だと何で30人にしなきゃいけないのかということがよく見えないじゃん。教員が忙しいのか多忙なのかさえもこの文章には書いていないじゃん。そういうことのこの文章は何で、それじゃあ25人なら、極端なこと言えば20人なら良くなるかっていう根拠が示されない。それを言ってるわけ。何となくそれは分かりますけどね。

○13番 入杉委員 一つはね、唐澤委員もおっしゃってるんですけど、多忙だっておっしゃってこれ多忙の原因がこの文章でいくと新型コロナウイルスなんですよ。別に35人学級だ、30人だから多忙ということではなくてコロナウイルスの対策が忙しいから教師が忙しいというわけでいきなりその35人をまた人数を減らしたからといって教師が決して仕事が減るわけではないと私は思うんですよ。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 この書き方でいうと少人数学級に進まないとこれに対応できないという今の現状ではとても教育現場というのはこれ以上持たないね。それで何とか頑張ってくれているということは事実なんですよ。だからそれを現実的に35人が実現をしてさらにそれを下げろということはハードルがものすごく高い。一旦今までの陳情請願が通ってきて35人が実現してるんだもん。ここでまたさらにそれを30人に下げろという陳情というのは余りにも拙速ですし、こういう状態の原因をコロナが起きたもんでとか、そういうことに変化してるでしょ。こっちは教育予算が減らされたもんでこういうことになっているんだとこう言うけれど、社会的な減少としてでも要するにGIGAスクールだとか高等学校の無償化だとかそういうものに教育費は使われていて、教員のために教員を増やして、そして充実っていうのはそちらの教員側の角度でしょうけど。国とすれば教育全体に力を注いでいるということは事実であって、新しい時代に合わせてきているので今までのこの請願の文章で通じるのかなというふうに思う。ずーっと何十年ってこれ出してるんで、そろそろ変えて何かの形で出してはどうかと。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 文章だけで捉えちゃいけないけど、理由がね、ちょっと漠然としてるんだよ。要するに人を減らすってことと、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積、つまり人を減らせばこういう問題が解決できるっていう根拠が私はいまいち分からない。それから子どもたちの豊かな学びを実現って、豊かな学びって何のことを言ってるのってことね。例えば学校で向上をするために少人数学級なら先生が目が行き届くとか、具体的なことが書いてありゃいいけど、なに、豊かな学びって何を言ってるか分からない。少人数学級と結びつけた場合。イメージは分かるけど。それがどうに連動するのっていうことね。人

を減らせば。そこがやっぱり根拠を示さないと私はちょっとこの文章が物足りない。何で人数減らせば豊かな学びになるのっていうことが。いや、イメージは分かりますよ。イメージは分かる。だけど文章からだとはちょっと欠けてるような気がするよ。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 ですのでこの時代に合わせた請願になるようにいま一度もう一回出し直していただければ今回じゃなくても継続にしたい。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 あと本文と記書き以降のその要望事項がまたちょっと分けて議論していただければと思いますけれども、30人学級については本文で触れておりますけど、要望事項の方には入ってませんのでちょっとその辺分けて。青木委員

○9番 青木委員 コロナの問題書いてあるけど、本来の主旨はコロナじゃないんじゃないの、これ。文章のこの意味は。コロナって書いてあることがここに入っちゃってる場合、余計難しくなっちゃってる。すっきりしないんだよ。ごちゃごちゃしてる、文章が。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ですのでそうですね、他にございますか。字句は訂正、幾らでも変えられますけど、本文の方は要望事項の方はちょっと議論が必要かと思っておりますけど請願事項、はい。松本委員

○6番 松本委員 あの、これはあのいろいろ言いたいことは分かっているという話なんですけどもそれがもしこれ通るとこれ通るとこれ出すときは私達が作成する意見書を。私達が作成するだけでそういうふうにならねばいい。

○9番 青木委員 作成すればいいっちゃうもんでなくて請願書そのものの意味がよく分からないから作成も問題あると思う。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 先ほど釜屋委員もおっしゃったようにね、35人の実現がされて、まだ幾らも経ってないのにまたそれをさらに30人にしろっていうこのね、要求そのものが私は非常に無理があると。その文章を直せばいいよという問題ではないんです。私はね、そう思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 松本さんにお聞きします。35人学級で30人学級になるとどういう効果が出てくるんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 副委員長

○6番 松本委員 あの今までね、ゆとりがあるとか、ないとかここに書いてあるじゃないですか。

○9番 青木委員 ゆとりって何のこと言ってるんですか。

○6番 松本委員 いわゆる学校現場ではいろんな制度がいるわけね。だからそれを引き下げるという運動をずーっと前からやってきたんです。それでだから行き届いたことができなかったわけね、40人だとか。それをさらに5人減らすとかね。そういうことで行き届くことができるということなんですよ。それとあとはね、もう一つはコロナのことを出すな

って言われちゃうと非常に困るんだけど、国の基準ではね、コロナになってからは1m以上離せって言って椅子と椅子をね。机と机か。を離せっていう基準をつくったんですよ。だけど、それをやると教室へ入りきらなくなっちゃうんだよね。収まりきれなくなっちゃう。だからそれも矛盾してくるということも出てきちゃうということだね。

○9番 青木委員 コロナ禍においては分かるけど、35人から減らすってことはコロナが出てきてますますそういうことがって意味。よく分からない。

○6番 松本委員 確かにそれは言えると思う。青木さんの言うことも分からないでもないんだけど今まで40人学級だったわけだね。それで35人に下げた。さらに30人にもっと下げろ俺は20人くらいに下げてもいいと思ってるんだけど、

○9番 青木委員 どういう効果が出るんですか。

○6番 松本委員 いわゆるね。

○9番 青木委員 具体的に文章になってないじゃん。

○6番 松本委員 それを言われると俺も俺が書いた文章じゃないから何とも言えないんだけど、俺が書いた文章じゃないから何とも言えないんだけど、いわゆる減らすことによってね、落ちこぼれがなくなるっていう意味ね。それはむしろ唐澤先生の方が。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 私は基本的に上げてもいいと思いますけど、今はちょっと議論になっていますようにね、コロナの問題とかこういうことはちょっと差し置いてもいいと思います。基本的に今までの流れです、このタイトルにあるように、さらなる少人数学級と教育予算の増額等についてはですね、今までもこの議会あげてきてますので、例えば去年のものをしながらですね、去年の意見書を参考にしながら出していいんじゃないかというふうに思います。これで今議論になってる何故減らせれば効果ができるかというんだけど、私何年かニュージーランドの学校行ってるんですね。大体向こうで聞かれるのは日本は何人でやっていますかっていうようなことを聞かれます。私高校の場合40人やっています。大体驚くというか、大体ニュージーランドの小学校は25人です。何故そうやって少ない人数の方がいいかというとはやはり子どもたちの個性に応じた教育ができる、それから今ここにちょっとそういうニュアンスで書いてあると思うんですけども、貧困、いじめ、不登校とかですね、あとは発達障害の問題とかいろんな多様な子どもたちができてきているという中で発達障害についてはまた特別支援学級の方で補助ということもありますけどその辺の境界の子どもたちも当然普通の学級に入ってきているということもあるし、そういうですね、いろんな状況踏まえるとやっぱり国際標準がどのくらいなのか、ちょっとOECD各国の20人台くらいだと思いますけどね。やっぱりそういう水準にやっぱりしてあげると一人一人の個別的な個性に応じた教育ができると。多分、この豊かな教育っていうのは一つはやっぱり学力がちょっと足りないというか、もう一つ（聴取不能）ところに手を入れてあげて上げてもらうということと、それからやはり伸びてる子とか特別な個性とかいろんな個性を持つてる子を伸ばしてあげるっていうようなところに手が入ってるっていうような、そういう効

果もあるんじゃないかというふうに思います。ちょっとやっぱり私ここでコロナのところ
で今回、本当は文書を変えてきた。今までちょっとね。ちょっとニュアンスがあれなんで、
やっぱり基本的に、基本的にやっぱり学校教育というのはできるだけ少人数でやってあげ
た方がいいと。それから教育予算はこれも OECD 各国の中でもう低い水準になってて、子
ども達の学力の方もというようなよく議論もされてる状況の中ではやっぱり教育費を上げ
てやってなんて言うんですかね、子ども達がしっかり勉強できるよういろんな条件を教
育条件を整えてあげることが必要じゃないかなと、そういうふうに思います。そういう意味
で私としてはそういう議論していいんですね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論ですけど、大丈夫です。

○7番 唐澤委員 そういうことでできるだけ去年のも意見書に基づいた形でね、良いと
思うんです。コロナのところは意見書を上げる時に省いてもいいと。あと先ほどもスクール
サポーターの話がね、学校教育課出ましたけど、コロナ対応についてはそういう対応で臨時
交付金やなんかで対応してますので、基本的にとにかく長い目で見て学級定員を下げて子
どもたちに行き届いた教育をさせてあげたいなと、そういうふうに思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 青木委員

○9番 青木委員 どうしてもね、唐澤さんの言われることはよく分かる。やっぱりね、そ
れじゃあ貧困ってよく考えると 35 人学級で 30 人にしたんで貧困がなくなる、あるいはい
じめ、不登校が 5 人減らせばなくなる。それって人数減らせばなくなるもんかね。そうす
るとその解決策はやっぱり担任が見る仕組みじゃなくて専門の職員とか、専門の職員、そう
いうに学校が見るっていうようなだから単純に人数を生徒を減らせば不登校がなくなるとか
いじめがなくなるという問題、これってちょっと違うんじゃないかと思うよ。5 人減らせば
貧困対策がそれじゃあ先生ができるのって話。それはちょっと違うんじゃないかと思う。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 だからちょっとね、この文章でなんかそれが原因でみたいなこと書い
てありますけど、とにかくここについては先ほど私申し上げたようにやっぱり貧困とかい
じめとか不登校の問題でやっぱり教員の多忙化が進んでるんでそのところをっていう。

○9番 青木委員 そういう文章ならいいよ。何もその裏づけの示されてない。教員が多忙
になるとか。あるいは時間が具体的にこういうことやってるとないから人数を減らせとか、
推測の範囲しかできない。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 去年のを見ますと二つの（聴取不能）二つの請願を一つの文章にしてし
かもそこにコロナがはいってきてるんです。A4 半ページに渡って。多少ちょっと説得力に
無理があるかなって思うのね。二つの（聴取不能）だからもうちょっとすっきり（聴取不能）
私達がやるのかも一回出させて出し直してもらうこの中に全部まとめようとしているの
で去年にもしかこの部分は全部コロナだからちょっと説得力に無理があるかなと思うん
ですけど。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 議員必携見ますとね、請願のこの採択に当たってというところの中に実現の可能性があるかどうかというところあるんですよね。これを見たとき、実現の可能性ってすぐにあると思われまして。35人がね、この間可決されたばかりでそれじゃあ30人をこれから要求してこれ何年かかるかって話にならないと、限らないと思うんですよね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 その辺のことについてはね、今回こうやって学級定員文科省下げる方向で動き始めましたけど、ずっと前からこれやってた問題でね、やっぱり時間かかるんですよね。だから私は別に実現性は将来に向けての子どもたちのことを考えるとそういう方向で出してくってことでそれはいいと思うんですけど。ただ、やっぱり釜屋さんもちょっと指摘されてますけど、私もちょっとこの盛り込み方に無理があるというそういう思いは。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 いかがいたしましょう。文章にちょっと内容がちょっと不明な点があるっていう意見も出てるんですけど、どうしましょう、請願者の出席求めますか。文書の意味がわからないまま採決しても、今日は無理にしても紹介議員と請願者の方、箕中の執行委員長。文書の意味がわからないまま採決したというのも一つこれ理由にならないんで、否決しようが可決しようが、文書の意味を理解した上で投票行動は決めてほしいと思うんです。どうでしょう。なので来てもらって。この期間中、明日か明後日になりますけれども、そうじゃないとちょっと採決、私はちょっとご意見。青木委員

○9番 青木委員 文章の中で読み取れることは私はうんとわかるよ。わかるけど文章だけ見ると人数を減らすことでどういう効果がある、具体的に書いてもらわないと、今言うように難しいんじゃないかっていう判断ね。推測で例えば言ってることはよくわかりますよ。そりゃ人数減らせば目が行き届く。それはどこの世界も当たり前だけど、何でそれが必要でどういう例えば先生達が学力向上に対しては具体的にこういうふうになりますとそういうことが書かれてないとこれはうんとボケちゃってるんですよね、文章が。私はその反対とか賛成じゃなくてもっと絞ってこうだからぜひお願いしますっていうような書き方じゃないと入杉さんが言ってるように実現性もね、なんかボケちゃってるし、と思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 副委員長

○6番 松本委員 今言ったようにやっぱり文章だけではね、どうしても納得できないって言ってるもんでだから私はね、ここの関係の人にね、来てもらってそれでまずは説明を受けてね、(聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 松本委員

○6番 松本委員 だもんで今のままでいくよりもね、やっぱり説明を受けて納得した上で決めた方がいいと思うんです。そこまでいくことはないということも言われたけれども、何でそこまでいくことがないのか、そこまでいくことないのに分からない、分からないって言ってるんだからやっぱりそこまでいってそれで結論を出した方が私はいいと思います。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 このですね、下から8行目ですね、ちょっと区切りになるところね、早急に30人学級を実現するなどこれで一つさらなる少人数学級と、これが二つ目、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠三つ言ってるんですけどこれはこの中に出てこないわけです、請願（聴取不能）にだからその抜本的な定数改善計画ってあるんですか。改善計画っていうのがあるね、に基づく教職員定数の改善が不可欠である。理論的なその数字っていうのがあるんですか。クラス編成のための。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 ちょっと高校と義務教育違うんであれですけど、私ちょっと義務教育よくわかりませんが、ただ定数法ってのがあって、法律に基づいて教職員の（聴取不能）を決めてると。それは生徒数を当然基本にしますがそれによって学級数が出てくると、学級数に対してさらに教職員の数を上げていくと。小さいときにはよく音楽とか理科のね、教員が加配でついたりしますよね。そういうような調整をとにかく日本全体の学校教育を平等にやってくためにそういう法律に基づいてやってるということで、だと思えますけど、そのことがそしてその法律はある程度理想的なところがあって改善計画にも基づいて順次整備してるということだと思うんですけど、そのことを最後の抜本的な定数改善計画に基づく改善がって、そういう表現だろうというふうに思います。そういうことであと私の方でつけ加えるとすると、そうですね、教職員組合の方に一度来てもらって話を聞くのも良いかもしれないと、聞いてもいいというふうには私は思いますが。現場の訴えというのをこの委員会で受け止めてあげるのも大事じゃないかなと、そういうふうに思います。特にこの箕輪町のね、教職員の皆さんが出されてきたことなのでやっぱりそういう思いを受けとめてあげるってことも大事かなと、そういう思いもあります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 請願者の出席を求める場合って手続はどういう手続。会議を再開いたします。請願者の出席を求める場合の手続について、次長の方で調べていただきましたので説明をお願いします。次長

○井上議会事務局次長 先ほどの件につきまして長野県議議会の方に確認をいたしましたところ、参考人として呼ぶことができるということでした。その場合にはまず委員会で決定をして、その後に委員長から議長に報告をして議長の名前で参考人として来ていただくように文書の方を発送するような形になるそうです。ただ、その場合なんですけれども、事前に電話等でちょっと日時の方をきちんと調整をしてからそれから文書の方お送りする方がお互いに無駄がなくて良いのではないかとということで伺いましたので、ご報告いたします。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 では委員さんからご意見を賜りたいと思います。まず参考人として呼ぶかどうかとか、日程調整はちょっと置いてというところでご意見をお聞かせをお願いします。副委員長

○6番 松本委員 私は先ほども皆さんと議論を交わしたところを見ますと、わからない

部分があったり、文章の足りない部分だとか、そういうところがあるそうですので参考人を呼ぶべきだと思います。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。入杉委員

○13番 入杉委員 文章が、文章の書き方がわからないというだけで言っていることがわからないわけではなくて、思いだとか何とかそういうものを聞きたいのであれば別ですけどこの文書の書き方が本人の書き方がこれ以上直してくれというのは大変失礼なことだと私は思うのでそれであるならば参考人を呼び出すということは必要ないと思います。

○14番 中村委員 今回、紹介議員ということで、荻原省三議員と中村政義ということで署名をさせていただきました。いろいろと意見はあったかとは思いますが、私も小学校、中部小でPTA会長やって箕輪中でもPTA会長やって高校でも東海第三で北部の副会長というような立場もやらせてもらったりして教育にはいろいろ関わってきて町会議員になるときの一つのそういうPTAもやってきたというようなこともありまして、今回出させてもらったというようなこともあったので何もただ名前を書いたというわけではなくて、一応この文章の中身によくわからない部分があるということはあるかもしれませんが、実際にこれを意見書として出す場合の記書きの1、2、どの子にも行き届いた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること、また複式学級の学級定員を引き下げること。とあと2番の2分の1にしてみようっていうこと。私の考えの根底には義務教育なのでお金があるところはすごい色々教育をさせていただいてそうでないところはちょっと取り残されていくというのがちょっとおかしいことだと思うので、そういう面もあって今回紹介議員ということでやらせてもらってます。文章自体はいろいろとわからない部分もあるかもしれないんですけど、今度、意見書の提出にわたってこれがどうなのかっていうことをちょっと考えていただいて、できれば意見書として出していただけたらなと思うのでよろしくお願いします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 参考人はどうしましょう。

○14番 中村委員 そういうことなので皆さんがそういう中身もよく理解して来ていただいてそれからどうするかっていうようにしたいというのであれば来ていただいてそこまですしなくても判断できるということであれば来ていただかなくてもどちらでも皆さんが多い方にしただけでこれをどうするかということを考えていただければと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 あの去年出したものと今年に出したものの時間が経っていることから内容がちょっと変わっています。ですのでこの文章の中で判断をするってことに私自身しまして、参考人として呼ばなくてもこの文章が正か非かっていうことにすればよいので正か非かっていう言い方もおかしいけど賛成できるかどうかっていう判断をすればよろしいので、参考人は結構です。呼ばなくて。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にご意見ございますか。参考人を招致するかどうかは最終的に採決によって決めることになりますので採決の前にご意見ございましたら。採

決でもいいですか。ご意見出ないようでしたら呼ぶか否かの採決をとりたいと思います。そうしましたらこれは参考人を呼ぶことに賛成の委員の挙手を求める採決になりますので賛成の場合挙手をお願いします。それでは今回の請願につきまして請願書を参考人と呼ぶことに対しまして賛成の委員の皆さんの挙手を願います。

【賛成者挙手】

○5番 寺平福祉文教常任委員長 参考人を呼ぶことに対しましては否決されました。では引き続きこの本請願につきまして審査をしてまいりたいと思います。まだ討論には入りませんので不明な点がある等意見を。または先ほど取り扱いも含めてですね、なお調査が必要であれば1回意見が出ました継続というのも含めて意見を出していただければと思いますけれども。請願項目と文書とまたちょっと分けて議論いただければと思いますけれども文書については幾らでも変えることができますし、請願項目についてちょっと変えるというのは若干議論が必要になってくると思いますので。唐澤委員

○7番 唐澤委員 最初にお話をしているとおりですけれども請願の内容についてはまた検討するということで一応これを採択する方向で考えていっていいんじゃないかと思います。皆さんのもし意見があればあれですけど。そろそろその辺の判断をしてもいいんじゃないかというふうに思いますけど。

○3番 釜屋委員 趣旨はよくわかりますのでこの文書について私たちが書き添えるとか加除するっていうのはちょっとおこがましいので、趣旨採択ということで意見書は提出しないということで私はいっていただければと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 趣旨採択という意見が出ておりますが、他にご意見ございますでしょうか。副委員長

○6番 松本委員 趣旨採択にすると、意見書が出せなくなっちゃいますのでこれはちょっと趣旨採択はちょっと俺はやめた方がいいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にご意見ございますか。ただいま趣旨採択にすべきという意見と、採択すべきという意見が出されました。不採択にすべきという意見は採択するところで同時に採決しますので他にご意見ございますか。継続を希望される委員は私が言ってもいけないですけど。大体もういいですかね。決まってますかね。6月議会では決めないで9月議会次回9月議会よろしいですかね。なお調査が必要か、それとももう決めちゃおうかっていう。次長が帰ってきたら協議会で。それでは審査に戻ります。ただいま出ているご意見は趣旨採択と趣旨採択にすべきというのと、採択すべきという意見が出ておりますけれども、他にご意見ございますか。副委員長

○6番 松本委員 趣旨採択もしね、趣旨採択って言うてる人がいるんだけど、わかりますよって言うだけで何が分かってるのかということになっちゃうじゃん。意見書出さないから。そこがやっぱり問題になっちゃうから俺はやっぱり採択か不採択。趣旨採択はなしにして、そういうことは、実際には議員必携見たって趣旨採択なんていうものはないんだからさ、それは都合のいい理屈をつけただけのって言われてもしょうがないかなって私は思います。

だから趣旨採択はしない方がいいという意見ですけど。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。そうしましたら趣旨採択と採択二つの意見が出ておりますので趣旨採択から採決をして採択、不採択、その結果次第で趣旨採択についての（聴取不能）取りたいと思います。まず趣旨採択につきましては討論を行います。討論ございますか。それじゃ賛否取ります。それでは請願受理番号1番 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額と義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を採択を求める請願書を趣旨採択に賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○5番 寺平福祉文教常任委員長 賛成少数で意見否決されました。続きまして受理番号1番のただいまの請願に対しまして採択か不採択のについて決したいと思います。受理番号1番の請願につきまして採択に賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○5番 寺平福祉文教常任委員長 賛否同数ということで委員長の判断になります。委員長の判断としましては請願1号につきましては採択でしたいと思います。請願1号につきまして採択にいたします。そしたら文書の、文書案の配布をお願いします。それでは会議を再開します。意見書案について事務局より朗読をお願いします。次長

○井上議会事務局次長 意見書（案）朗読

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは意見を求めます。（聴取不能）ですので意見は出していただいて、またこれで納得いかなければ反対とか採択は決まった。採択は決まりました。意見を、先ほど反対に回った委員は意見を言う権利がないのかって言ったらありますので。唐澤委員

○7番 唐澤委員 一応採択にこの委員会では決まったものですから、これはもう意見書は出さなきゃならないということなのでどういう意見書を出すのか、採択された趣旨を踏まえながらどういう文書がいいのか、やはりそれはみんなで協力して考えていくというのが議会の務めではないかというふうに思いますけど。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にご意見ございますか。

○13番 入杉委員 （聴取不能）唐澤委員の言ってることは分かるんですけどじゃあ文章が変わったら採択する意義があるのかって問われればそれはいいですね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 またそれで採決しますんで、本会議、だから別に文書を変えた結果、賛成になるってということであれば賛成できますし、何が何でも反対ということであれば本会議でも反対できます。ただ、この委員会で先ほど反対に回った委員が発言できないのかっていったらそうではないので、趣旨は変えられない。この趣旨を変えてくださいって意見は出せないですけども。

○9番 青木委員 （聴取不能）前回35人学級で出したわけだよね。35人学級にしてくださいよ、それで一向に進まないからまだ40人学級で（聴取不能）残っていると。だから再度また趣旨は追加で出すっていう意味合いが強いしかもコロナがあるからコロナ禍におい

ではこういうこと書いてあるんだけど、コロナが収束すればコロナ禍のことも考えて尚且つ今後の早く 35 人学級、30 人以下にしてほしいと。こういう趣旨だね、これ。

○3 番 釜屋委員（聴取不能）だから十分に確保することが困難な状況になってるから早急に 30 人学級を実現するっていうように要望しているわけだね。

○9 番 青木委員（聴取不能）

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 毎年出している。（聴取不能）

○3 番 釜屋委員 だからそもそも時代に合わせた内容にそれがこれなのかなと思うけど皆さんでちょっと案を考えてみてくださいこれがこのままでいいということなら（聴取不能）出すでしょうし。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 ご意見ございますか。（聴取不能）

○9 番 青木委員 ばさ一つと要点だけこうここだけをしてほしいって言ってこういう文章に変えた方がいいんじゃないのかねえ要するにインパクトがないと思うよ、（聴取不能）同じような内容出してるんだもんで去年。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 今、文言を作成する段階なので具体的に指摘していただければここをこういうふうにするという。

○9 番 青木委員 メリハリ付けた方がいいと思う。

○3 番 釜屋委員 でも議会で出すんだでさ（聴取不能）でも皆さん、ではこのままでよろしいという事なんでしょう。（聴取不能）

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 ご意見ございませんか。

○9 番 青木委員（聴取不能）まあ正直違いを言えばコロナが書いてあるだけだね。はっきり言えば。去年と違うことは。あと新学習指導要領が中はいってるだけじゃん。あとは前回と同じじゃん。書いてる内容。ちらっと見た感じ。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 ご意見ございませんか。

○9 番 青木委員 だから、私は個人的にはね、コロナのあとは日常がもう前みたいな学級編成はできないよとかそういうことを書いてあればいいけど、そういう文言ってあまり感じ取れないんだよね。コロナ禍のあとは前の教育あるいは教室はそういう環境は無理だよとかさ、そのために 30 人に進めてもらいたいとかさそういうなんかメリハリの変わった文章書かないとあんまりね、私はインパクト無いと思う。同じような文章だけでも。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 ただいま文書の追記の提案がありました。新型コロナ、要は生活が戻らないといった趣旨の文言を適切な場所に追記すべきである。ご意見いかがでしょう。

○9 番 青木委員 そのために 30 人学級にするんだとかさ。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 特段、反対がなければ追記。

○9 番 青木委員（聴取不能）だからはっきり言うと、私はさっきから言ってるんだけど貧困、いじめ、不登校なんてことは前から分かっている問題じゃんね。だからこんなことは書かなんでコロナ後の世界は子ども達の教育環境でいうともういろいろ問題があって感染症

があるからそういう学級編成のためには30人以下にするべきだ。きっぱり言いきりゃいいんだよ。どうせならと私は思うの。その違いがさっきから言ってるんだけどね。去年出したのと同じがインパクトつけてメリハリ付けてどうせ文章つくるんならその方がいいんじゃないですか。提案だけど。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 前半の文書につきましてはでは要は新しく去年から今年にかけて変わった事象、要はコロナ、指導要領等について絞って貧困、いじめ、不登校については以前からも指摘されてることであるのでここであえて触れなくてもいいということです。ということですからでもご意見ございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 その通りでいいんじゃない。削除すれば。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 文書を整理しまして、ただいま指摘された部分貧困、いじめ、不登校を解決すべき、ここを削除しましてちょっと文書整えますけれども新型コロナによっても生活が元に戻ることはない。ちょっと文書はまた相談しますが、要はコロナに関して生活が変わった旨の記載、去年、この1年の出来事に絞った内容にしたいと思いますが、他にご意見ございますか。それでは会議を再開いたします。変更点、次長より説明を求めます。次長

○井上議会事務局次長 先ほどの内容につきまして消すところはですね、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積みしておりということと、困難な状況となっています。早急に30人学級を実現するということを消させていただいております。あとはすみません、足させていただいたところがコロナ禍の経験を生かし適正な学級を実現するなどということになっております。あと、すみません、去年のをちょっと見させていただきまして、頭のところ衆院議員議長のあとに宛てじゃなくてちょっと様を入れさせていただいたくらいになっております。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それではご意見を求めます。一部上から2、4、6、いじめ、貧困、不登校の次の行、確保することが困難というのを必要に直したんです。確保することが困難というのを必要、ちょっとそういうご意見がございましたので直しました。それ以外のところは全文変わっておりませんので先ほど次長朗読のとおりでございます。ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。議長何かございますか。

○小出嶋議長 「いかし」は漢字の方がいいんじゃないか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 経験をいかしコロナ禍の経験をいかしを漢字。

○井上議会事務局次長 どちらの漢字にします。「生きる」と鮮魚の「活」という漢字があって皆様のご意見のとおりの方に。両方意味としてはどっちでもいいそうなんです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 生きるの方に生きる方がコロナ禍ってあんまり良くなかったことなので、なんだろう、活動の活はなんかプラス、生きる。

○3番 釜屋委員 コロナ禍の「禍」を「下」ってかくのも出てきてるようじゃん今の禍じゃなくて下で両方あるけど下っていう（聴取不能）

○５番 寺平福祉文教常任委員長 状況が変化しているのであれば下でもいいかと。異論なければ下で。他にございませんか。

(聴取不能)

○５番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。そうしましたら軽微な変更ですので正式版はまた。(聴取不能) ただいまの変更点を変更したものを本会議までに(聴取不能) 提出していただければと思います。これについては取り扱いはこれから賛成議員の署名を回しますけれども署名はもうありますか。この意見書についての賛成でございますので先ほどのこのもともと賛成、反対、反対された議員でも修正の結果、ある程度思いが遂げられたということは賛成に回られても結構ですし、もし今日賛成議員賛成者に名を連ねなくても本会議で必ずしも反対しなきゃいけないというわけではございませんのでその上で署名の検討をお願いします。一旦提出者の署名の書類を一回回します。

(聴取不能)

○５番 寺平福祉文教常任委員長 審査に戻ります。以上で審査につきまして陳情につきましては終了になります。

午後５時２０分 閉会